



裁判長認印

### 第 3 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成 2 2 年 (行ウ) 第 2 号  
期 日 平成 2 3 年 1 0 月 2 5 日 午 後 4 時 0 0 分

場 所 及 び 公 開 の 有 無 松 山 地 方 裁 判 所 民 事 第 2 部 法 廷 で 公 開

裁 判 長 裁 判 官 加 島 滋 人

裁 判 官 瀬 戸 茂 峰

裁 判 官 丸 山 聡 司

裁 判 所 書 記 官 佐 伯 直 哉

出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 奥 村 悦 夫

同 高 井 弘 之

同 別 府 有 光

原 告 奥 村, 同 高 井 及 び 同 別 府 を 除 く 原 告

ら 代 理 人 生 田 暉 雄

被 告 ら 代 理 人 高 井 實

被 告 今 治 市 長 指 定 代 理 人

宮 崎 晃 嘉

同 佐 伯 晃 央

被 告 今 治 市 教 育 委 員 会 指 定 代 理 人

福 田 吉 三 郎

同 村 上 憲 仁

指 定 期 日 平 成 2 4 年 1 月 3 1 日 午 後 4 時 0 0 分

弁 論 の 要 領 等

原 告 ら

1 平成23年10月13日付け準備書面(21) 陳述

2 同日付け準備書面(22) 陳述

3 同日付け準備書面(23) 陳述

4 同月14日付け準備書面(24) 陳述

5 同月20日付け準備書面(25) 陳述

6 同日付け準備書面(26) 陳述

7 同日付け準備書面(27) 陳述

8 同月21日付け準備書面(28) 陳述

9 同月24日付け準備書面(29) 陳述

10 同月25日付け準備書面(30) 陳述

11 追加の主張の準備に2か月程度を要する。また、被告らが期日間に提出する準備書面に対する反論の準備には、3週間程度を要する。

被告ら

平成23年10月14日付け準備書面(2) 陳述

裁判長

1 被告らの準備書面の提出期限を平成23年12月28日と定める。

2 原告らの準備書面の提出期限を平成24年1月24日と定める。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

佐伯直

